

第 8 号議案

京都地方税機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、京都地方税機構規約（平成 21 年 6 月亀岡市議会定例会議決）の一部を次のように変更する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

京都地方税機構規約（平成21年8月5日総行市第154号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「並びに軽自動車税の環境性能割」及び「の種別割」を削り、「第442条第5号」を「第442条第3号」に、「同条第7号」を「同条第5号」に改め、「自動車税の環境性能割、」及び「又は軽自動車税の環境性能割」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年4月1日以前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査、データの作成及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。

京都地方税機構規約の変更について

- 1 自動車関係税の税制改正に係る所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この規約は、総務大臣の許可の日から施行すること。ただし、税制改正の施行にあわせ、令和8年4月1日から適用すること。